

改正特措法・感染症法の運用方針

- 罰則・過料の適用に当たっては、法律の趣旨、国会の審議及び附帯決議を踏まえ、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用する。
- 要請の段階で患者、事業者及び医療機関等の理解を得て様々な措置に御協力いただくことを基本とする。丁寧な説明に努めるとともに、要請に応じられない事情についても丁寧に聞き取る。
- その上で、正当な理由なく理解・協力が得られず、感染のまん延を防止するための対応が必要な場合には、行政手続法や行政不服審査法の手続きはもとより、専門家の第三者的意見を聴き、命令等の手続きを行う。